

ポイント すでに受給権を取得している未請求者に、年1回（受給権取得応答月の2ヶ月前の第1営業日）、請求方法をお知らせするはがきを作成し、当帳票を直送します。

作成基準日 YYY Y年MM月DD日

時期が近づきましたら、再度ご案内申し上げます。

また、移換金などの入金が完了していない場合は、完了後にお手続きいただくこととなりますのでご了承願います。

*個人別管理資産額はYYYY年MM月DD日現在の額であり、
実際のお受け取り金額とは異なります。

[illegible]